

国土利用計画法に基づく土地取引の届出について	
現在、長野県内では土地取引の事後届出制が実施されており、条件を満たす土地取引を行った場合は届出が必要になります（国土利用計画法第23条第1項）。	
1 事後届出が必要となる権利移転の形態等 ・「売買契約、売買予約、入札」 ・「保留地処分（区画整理）」 ・「共有持分の譲渡」 ・「営業譲渡」 ・「譲渡担保」 ・「代物弁済、代物弁済予約」 ・「交換」 ・「形成権の譲渡」 ・「予約完結権の譲渡」 ・「買戻権の譲渡」 ・「停止条件付き、解除条件付き契約」 ※特定な権利形態の場合、事後届出が不要となる場合があります。	
2 事後届出が必要となる面積 (1) 都市計画区域 5,000㎡以上 (2) 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 ※ 個々の面積が小さくても、譲受人が権利を取得する土地の合計が面積要件以上となる場合は、届出が必要となります。	
3 事後届出のポイント 届出時点：契約締結後2週間以内（契約締結日を含む） なお、2週間目が土日、祝日の場合はその翌日まで 届出義務者：譲受人（買主）	
4 届出方法（推奨：電子申請） 長野県ウェブサイトからダウンロードした届出様式へ必要事項を入力の上、ながの電子申請サービスから届出をお願いします。 https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/168/densisinsei.html（ながの電子申請サービス） ※ 詳細及び届出様式は、長野県ウェブサイトをご覧ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/tochi/torihiki/kisei/index.html	
問い合わせ先	企画課 企画調整係 電話 0265-22-4511 内線 2223